平成19年 3月23日付け付議第 1号事件 2号事件 平成19年 5月16日付け付議第 平成19年 7月11日付け付議第 3号事件 平成19年 9月12日付け付議第 4号事件 平成19年11月14日付け付議第22号事件 平成19年12月12日付け付議第23号事件 平成20年 3月12日付け付議第 3号事件 平成20年 5月21日付け付議第 4号事件 平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件 平成20年12月10日付け付議第 3号事件 2月 4日付け付議第 2号事件 平成21年 平成21年 6月10日付け付議第 5 号事件 平成21年11月26日付け付議第 6号事件 平成21年11月26日付け付議第 7号事件 3月10日付け付議第 平成22年 1号事件 1号事件 平成23年 3月 9日付け付議第

申立人準備書面16

電波監理審議会主任審理官 殿

平成23年9月6日

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 只 野 靖

弁護士 村 上 一 也

本書面においては、異議申立人の申立適格に対する総務大臣の主張(主に 平成23年6月17日付総務大臣準備書面(31))について、必要な範囲 で反論を行う。なお、略称等は従前の書面の例による。

記

第1 はじめに

総務大臣は、異議申立人を

- ①アマチュア無線従事者の免許を受け、かつ、アマチュア無線局の免許 も受けている者
- ②アマチュア無線従事者の免許のみを受け、アマチュア無線局の免許を 受けていない者
- ③無線に関する免許を有さず、短波放送及びアマチュア無線を受信しているに止まる者
- の三種類に類型化し、②及び③の類型の異議申立人については、申立適格が認められないと主張する。そこで以下、②及び③の類型の申立適格について詳述する。
- 第2 ②アマチュア無線従事者の免許のみを受け、アマチュア無線局の免許 を受けていない者の申立適格について
 - 1 同類型の異議申立人の申立適格が認められない根拠として、総務大臣は、以下の理由を挙げる。

すなわち、アマチュア無線従事者の免許のみを受け、アマチュア無線 局の免許を受けていない者は、社団の構成員としてアマチュア無線設備 を操作することが可能であるものの、その運用は社団の意思決定の範囲 内で行っているに過ぎないため、独立した申立適格は認められない、と いうのである。

2 しかしながら、かかる主張は、アマチュア無線従事者の免許のみを有

する者は、社団の構成員としてしかアマチュア無線設備を操作できない かのような誤解を招くものであり、失当である。

アマチュア無線局の免許が、社団ではなく個人でも取得できることは電波法 5条 1 項 1 号の規定からも明らかなところ、アマチュア無線従事者の免許さえ取得していれば、同人は、アマチュア無線局の免許を受けた個人の立ち会いのもと、自らアマチュア無線を操作して通信を行うことができる(平成 9年 2月 2 4 日郵政省告示第六十二号)。いわば、アマチュア無線従事者の免許を受けた者は、自動車の運転免許を有する者のごとく、アマチュア無線設備を操作すること自体は国から認められているものの、アマチュア無線局の免許という「登録自動車」を所有していないがため、その操作を行うためには、他人の許可を得て他人の「自動車」を運転するほかないのである。

そもそもアマチュア無線従事者の免許は、国家資格として、総務大臣 自らがその資格取得者に対し、電波法に定める無線設備の操作を行える 利益を与えているものである(電波法41条)。アマチュア無線従事者 の免許を有するものは、現時点で「登録自動車」ともいうべきアマチュ ア無線局の免許を所有していなかったとしても、他人の許可さえあれば 直ちに、アマチュア無線設備を利用することが可能な法的地位にあるの であって、アマチュア無線局の免許も持っていなければ、不服申立の適 格を有していないとの総務大臣の主張は失当というほかない。

3 総務大臣も指摘している行政不服審査法4条は、不服申立適格を有するものについて、「行政庁の処分に不服がある者」と定めている。ここにいう「行政庁の処分に不服がある者」の範囲については、行政不服審査法1条が「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使にあたる行為に関し」「広く行政庁に対する不服申立てのみちを開く」趣旨であることを明示していること、同法では行政庁の「不当な処分」も不服申

立の対象とされていること、同法が「国民の権利利益の簡易迅速な救済」のほかに「行政の適正な運営」の確保もその目的に明示的に掲げていることからして、取消訴訟の原告適格の範囲(行政事件訴訟法9条1項「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者」)よりも緩やかに解すべきであるとする見解が有力である(宮崎良夫「行政訴訟と行政法学」132頁、原田尚彦「環境権と裁判」262頁)。また、取消訴訟の原告適格すら、新たな規定(行政事件訴訟法9条2項)が加わってより広く認められるべきことが指摘されていることからも、その申立適格は広く認められるべきである。

- 4 本件において、アマチュア無線従事者の免許を得ているものは、総務 大臣自身から、無線設備を利用することができる法律上の利益を与えら れているのであり、そのアマチュア無線設備を利用できなくなる処分が なされることについて、同免許を有するものが、「行政庁の処分に不服 がある者」として、申立適格を有することは明らかである。
- 第3 ③無線に関する免許を有さず、短波放送及びアマチュア無線を受信しているに止まる者の申立適格について
 - 1 行政不服審査法4条の定める「行政庁の処分に不服がある者」の範囲が、行政事件訴訟法の定める「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者」よりも緩やかに解すべきであることは先に述べたとおりである。

また、行政事件訴訟法の定める「法律上の利益がある者」(同法9条1項)については、法改正によって第2項が新設され、原告適格の肯認される範囲が拡大されるに至ったことは支配的な見解である(高橋滋「取消訴訟の原告適格の拡大」30頁、高木光「救済拡充論の今後の拡大」ジュリスト1277号16頁、大久保規子「行政訴訟の原告適格の範囲」

ジュリスト1263号47頁以下等)。

したがって、その処分が行われたことについて、不服申立適格が認められるか否かは、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質が広く考慮されなければならない。

処分ないし法令の趣旨目的が、一義的には一般的公益を保護することを目的としたものであったとしても、それ故に直ちにそれが個々人の個別具体的利益を保護する趣旨を含まない、と軽々に認定することは誤りである。一般的公益の保護と、個人の個別具体的利益保護とは、何ら両立し得ない関係にあるわけではない。

当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益にあたり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害される恐れのある者は、当該処分の不服申立適格を有するのである。

2 そして、電波法101条は、無線設備以外の設備が副次的に発する電 波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えると きには、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するため に必要な措置を採るべきことを命ずることができる旨定めている。

これは一義的には、一般的な無線通信の確保という公益保護を目的とするものであるが、その通信が確保されないことによって当然に生じる具体的不利益を保護する趣旨も含まれていることは、下記の事例比較からも明らかであって、無線電信等を受けるための電気的設備(「無線設備」電波法2条4項)を有している者も、その不服申立適格が認められるべきである。

3 すなわち、高層マンションが建築されることによって、これまで享受

してきた住環境を侵害されることになった住民たちが、その建築を許可 した行政処分について争う法律上の利益を有することは、既に確立した 判例である(最判平成14年1月22日民集56巻1号85頁及び最判 平成14年3月28日民集56巻3号94頁)。

当該住民たちは、その周辺地域の不動産を所有して、所有権自体は法 律上明確に保護されているものの、その住環境を享受することについて 法律上明確な規定をもって保護を与えられてきたわけではない。

しかしながら、建築を許可した行政処分の根拠となった建設基準法の各規定は、一義的には市街地の環境の整備改善に資することを目的としたものであるとしても、その整備の目的として災害の発生の防止が含まれており、その災害が発生した場合に周辺住民が直接的な被害を受けることが想定されるときは、処分の結果により具体的な被害を受けることが想定される周辺住民には、その行政処分について争う「法律上の利益」があることが、過去の裁判例によっても明らかとなっているのである。

4 無線通信の受信は、地震・津波等の災害非常時にも極めて有効な通信 手段であって、利用者の生命や身体の安全の確保にとっても極めて重要 である。このことが、何ら大袈裟な表現でないことは、奇しくも本年3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において明らかとなってい る。過去の災害事例においても、一部の無線通信のみが可能であった事 例は数多くあり、その一部は異議申立書にも記載したとおりである(甲 10~11等)。

電波法101条の一義的な目的が、一般的な無線通信の確保という公益保護であることは先に述べたとおりであるが、その無線通信が保護されないことにより、受信設備を含む無線設備がその通信を行えなくなるという具体的な被害を受けることは十分に想定されることであり、受信設備を含め無線設備を有する者が、処分の結果により上記生命や身体の

安全の確保にも重大な影響を及ぼすべき具体的な被害を受けることは明らかである。

したがって、建築許可処分に対して不服申立を行う周辺住民同様、無線通信の受信設備を有する異議申立人も、生命や身体の安全の確保にも重大な影響を及ぼすべき具体的な被害を受ける者として、不服申立適格を有しているのである。

5 また本件で問題となっている行政処分は、その処分によって全国至る 所に上記具体的な被害を生じさせる設備が設置され得ることになった。 このことがさらに「法律上の利益」の有無を不明確なものとしたきらい がある。つまり、当該行政処分は、およそ国民全体の利益に関わる一般 的公益の中に吸収されるものであって、個々の個別的利益の問題ではな いのではないか、という疑念である。

しかしながら、これは先の建築許可の例でいうならば、いわば日本全国を対象としたこれまでの住環境を侵害する行政処分であり、その被害範囲が大きいというにすぎないのであって、これによって個々の個別的利益性を否定することは誤りである。

すなわち、全国的に住環境を侵害する建築を許可する行政処分が行われた場合、そのことによって個々の住民の不服申立適格が否定されるわけではない。不動産を有している全国の住民には、その周辺地域にこれまでの住環境を侵害する建築物が建築される具体的な危険が生じているのであり、その侵害の危険が生じている各住民について、不服申立適格が否定されるわけではないことは当然である。他方で、不動産を有しているわけではない国民には、その具体的な危険が生じているわけではないので、その不服申立適格は認められないのである。

6 本件でも、その行政処分によって、無線通信等の受信設備を有する者 が、全国的にその具体的危険にさらされているにすぎないのであり、こ れは本件の行政処分の深刻さを物語るものではあっても、申立人の申立 適格を否定する事由には何らあたらない。これに対し、無線通信等の受 信設備を有しているわけではない国民には、その不服申立適格は認めら れないのである。

7 無線通信等の受信設備を保持することにより、長年享受してきた、自らの生命や身体の安全にも関わる通信の利益を否定する重大な行政処分がなされたにもかかわらず、それを争う手段を否定することは、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の趣旨を没却するものであり、また申立人らの裁判を受ける権利(憲法32条)を侵害するものである。申立人に具体的な利益侵害がないのであれば、その旨の審理を行って棄却すれば足りるのであり、あえて審理すら拒否することは、行政手続に対する国民の信頼を行政自ら放棄するものに他ならない。

第4 結語

以上により、異議申立人の申立適格は、いずれも認められなければならない。電波監理審議会におかれては、法の趣旨を没却することなく、また国民の信頼を裏切ることなく誠実に審理した上で、その内容につきご判断頂きたい。

以上